

## A 【学部学生】令和2年度以降入学者用(在学生)

令和6年度

### 授業料減免・授業料徴収猶予 申請のしおり

#### ◎高等教育の修学支援制度について

令和2年4月から国の新しい修学支援制度がはじまり、授業料等の減免(授業料と入学料の免除または減額)と給付奨学金(原則返還が不要な奨学金)の2つの支援をあわせて受ける制度となります。

この支援制度は、世帯の収入などの要件とともに、高校や大学の成績だけでなく、明確な進路意識と強い学びの意欲、学修状況等をしっかりと確認した上で学生に対して支援するものです。

世帯の収入などの要件により、区分に応じて以下のとおり授業料と入学料の免除または減額と、自宅、自宅外通学の状況により、奨学金が給付されます。

なお、既に本学に在学している者で、本制度により遡って入学料が減免されることはありません。

【単位:円】

	授業料減免額		給付奨学金給付額(月額)	
	(半期分)	(年 額)	自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分 (満額の支援)	267,900	535,800	29,200 (33,300)	66,700
第Ⅱ区分 (2/3の支援)	178,600	357,200	19,500 (22,200)	44,500
第Ⅲ区分 (1/3の支援)	89,300	178,600	9,800 (11,100)	22,300
第Ⅳ区分 (1/4の支援) (予定額)	67,000	134,000	7,300 (8,400)	16,700

※給付奨学金について、生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

※第Ⅳ区分については、多子世帯(子ども3人以上を扶養する世帯)の学生が対象となります。

※第Ⅰ区分:申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

第Ⅳ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること(予定)

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

#### 【学力基準】

新制度による支援を受けるためには、次のいずれかに該当する必要があります。

①学業成績について、通算GPAが所属校の学年の上位2分の1以上であること

②修得単位数の合計数が本学の定めた標準単位数※以上であり、かつ将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること。

ただし、在学中の学業成績等が、適格認定における学業成績等の基準の「廃止」の区分に該当する場合には、支援の対象とはならない。

【参考】課程、学科等別標準単位数一覧

	教員養成 課程	国際地域学科		芸術・スポーツ 文化学科
		地域協働専攻	地域教育専攻	
1年次	34	31	33	31
2年次	67	62	65	62
3年次	101	93	98	93
卒業要件単位数	134	124	130	124

※災害、傷病その他やむを得ない事由により基準を満たさない場合は、所属するキャンパスの「6.書類提出先及び問い合わせ先」に申し出てください。

#### 【必須】日本学生支援機構給付奨学金の申請について

新制度による授業料等減免を受けるためには、別途日本学生支援機構の給付奨学金を申請する必要があります。

4月に別途給付奨学金の申請が必要となります。申請手続き等については、掲示または教育支援総合システムでお知らせしますので、ご確認ください。

## ◎授業料の徴収猶予について

授業料の徴収猶予は、下記に該当し、徴収猶予が必要と認められる場合に、選考のうえ、授業料の徴収が一定の期日まで猶予される制度です。

※授業料の減免申請者は、結果が判明するまで徴収が猶予されますが、徴収猶予が許可された場合、猶予期間が延長されます。

《授業料徴収猶予の対象者》

納入期限までに授業料の納入が困難である者

### 1. 提出書類

・授業料の減免を申請する者・・・①大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

②学修計画書

・授業料の徴収猶予を申請する者・・・授業料徴収猶予申請書

### 2. 申請書類の提出方法・提出期限

申請書類の提出期限は、**令和6年3月8日(金)**です。

申請書類は、所属するキャンパスの「6. 書類提出先及び問い合わせ先」へ直接持参していただくか、配達状況の分かる方法(簡易書留・レターパック等)により送付してください。

**申請をした場合は、結果が判明するまでの間は決して授業料を納入しないでください。**

(結果が判明するまでの間、授業料の納入が猶予されます。口座振替の手続をされている方は、結果が判明するまで引落はされません)

### 3. 選考の結果等

◎授業料減免・・・前期分授業料の減免選考結果は、7月以降※に学生本人及び連帯保証人に通知します。(※給付奨学金の支援区分の認定時期により、通知時期が異なります。)

◎授業料減免申請と併せて徴収猶予を申請・・・減免申請の選考結果と共にお知らせします。

◎授業料徴収猶予のみの申請・・・4月下旬～5月上旬頃に学生本人及び連帯保証人に通知します。

### 4. 納入期限

「全額免除」以外の場合は、前期分授業料の減免額との差額(「不許可」の場合は全額)を、令和6年7月末日予定(徴収猶予が許可されている場合は令和6年9月末日予定)までに納入していただくこととなります。

なお、上記納入期限は現時点での予定です。必ず結果通知に記載する納入期限をご確認ください。

### 5. 後期分授業料減免

後期分の授業料減免を希望する場合は、8月頃に申請方法等をお知らせする予定です。

なお、後期分授業料減免申請前に家計が急変した場合(例:生計維持者が事故又は病気により収入を大きく減少させる事由が発生)、随時申請が可能ですので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

また、前期分の授業料減免の認定(第I～第IV区分)を受けた場合、各期(前期、後期)毎に継続の手続きが必要です。

### 6. 書類提出先及び問い合わせ先

【8:30～17:15(土、日曜日、祝日を除く)】

○札幌校 学生支援課学生支援グループ 電話:(011)778-0326 FAX:(011)778-0634  
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号

○旭川校 教育支援グループ 電話:(0166)59-1231 FAX:(0166)59-1226  
〒070-8621 旭川市北門町9丁目

○釧路校 教育支援グループ 電話:(0154)44-3234 FAX:(0154)44-3227  
〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号

○函館校 教育支援グループ 電話:(0138)44-4348 FAX:(0138)44-4382  
〒040-8567 函館市八幡町1番2号

○岩見沢校 教育支援グループ 電話:(0126)32-0443 FAX:(0126)32-0615  
〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番

～ 高等教育の修学支援新制度 申請の手続きについて～

高等教育の修学支援制度は、令和2年4月からスタートした、〔授業料減免〕と〔日本学生支援機構給付奨学金〕がセットになった新しい支援制度です。

申請を希望する者は、〔授業料減免〕と〔給付奨学金〕の手続きを、それぞれの期限までに完了する必要があります。

なお、生計維持者（父母等）の病気や失職、災害等のやむを得ない事由により、家計が急変した学生は、速やかに所属キャンパスの教育支援グループ（札幌校は学生支援課）にご相談ください。

申請手続きについて

① **〔授業料減免〕の申請**→② **〔給付奨学金〕の申込の順に**手続きを行います。

【前期】〔授業料減免〕2月上旬開始～3月上旬頃締切→〔給付奨学金〕4月～申込開始

【後期】〔授業減等免〕8月上旬開始～9月中旬頃締切→〔給付奨学金〕10月～申込開始

結果通知について

① **〔給付奨学金〕**→② **〔授業料減免〕の順に、大学から結果通知**を行います。

①給付奨学金は、採用（または不採用）月毎に【大学から学生】に結果通知を行います。

②授業料減免は、【大学から連帯保証人】に郵送で結果通知※を行います。

※前期分は7月以降、後期分は12月以降を予定しています。

※結果通知までの間、授業料の納入が猶予されます。

○スケジュール表

	授業料減免	給付奨学金 在学採用
【前期分授業料】の申請手続き		
2月 3月	「授業料減免申請書」 を大学に提出	
4月 5月		奨学金案内を大学から受け取る →奨学金申込
6月 以降		(結果通知) 大学→学生
7月 以降	(結果通知) 大学→連帯保証人 【授業料納入】	
【後期分授業料】の申請手続き		
8月 9月	「授業料減免申請書」を 大学に提出	
10月 11月		奨学金案内を大学から受け取る →奨学金申込
12月 以降		(結果通知) 大学→学生
1月 以降	(結果通知) 大学→連帯保証人 【授業料納入】	

※授業料減免申請書の提出期限は、申請のしおりを確認してください。

※給付奨学金の申込期限は、各校教育支援グループ（札幌校は学生支援課）に確認してください。